

M&Aでのトラブルについて、お知らせください

情報提供受付窓口の連絡先

M&A支援機関登録事務局内 情報提供受付窓口 受付フォーム

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>



※ 情報提供の内容に関して、要望される対応や質問への回答はいたしかねますので、ご注意ください。
本窓口は、紛争解決や助言を目的とするものではありません。

※ なお、アドバイザー契約・仲介契約に秘密保持義務条項が規定されていますが、登録M&A支援機関は、情報提供受付窓口で相談等をしたことのみをもって秘密保持義務違反として不利益な取扱いを行わないことを登録時に誓約しています。



情報提供はお電話でも承っております。

TEL : 03-4577-6532 (平日 10:00~17:00)

M&A支援機関との契約・支援内容で、こんなことはありませんか？

事例 1 M&A支援機関の不誠実な対応によりトラブルになった

M&A支援機関が提供するサービスの履行が不十分であったり、契約で定められた条件や約束を遵守しないなど、不誠実な対応を受けた。

事例 2 手数料について十分な説明を受けていなかった

M&A支援機関に支払う成功報酬は売却代金の5%と聞いていたが、最低報酬金額が適用され、想定よりも高い手数料を払うことになった。

事例 3 譲渡金額の根拠についての説明がなかった

株式の譲渡金額等の評価手法や前提条件等について、M&A支援機関から事前説明がなかった。

事例 4 適切なデュー・ディリジェンスが実施されなかった

企業の価値や事業のリスク等を適切に評価するために行う調査であるデュー・ディリジェンス (DD) の実施において、仲介者の M&A 支援機関が自らDDを実施していたこと等でDDが不十分であった。また、弁護士や会計士等の専門家の意見を求めることができることについて、知らされなかった。

中小企業経営者とM&A支援機関における中小M&Aの適切な進め方を「中小M&Aガイドライン」として提示しています

中小企業庁では、「中小M&Aガイドライン」を策定し、M&A業者等に対して適切なM&Aのための行動指針を提示しています。

また、後継者不在の中小企業向けの手引きとして、中小M&Aの進め方や留意点などを整理した「中小M&Aハンドブック」も作成しています。M&Aを検討される際は、これらをぜひご覧ください。

＼中小M&Aガイドラインを読む前に／

中小M&A
ハンドブック



中小M&A
ガイドライン
(第2版)



中小M&Aガイドラインに沿わない契約や支援内容があれば、表面の「情報提供受付窓口」に情報をお寄せください。

中小企業が安心してM&Aに取り組めるように、2021年8月にM&A支援機関の登録制度が創設されました。

その後、登録支援機関が公表されたことに伴い、登録されたFAや仲介業者が提供するM&A支援サービスを巡って、問題を抱える中小企業者の方々からの情報を受け付けるための「情報提供受付窓口」も設置されました。



受付情報とその利用

- M&A支援機関登録制度に登録されたFA・仲介業者による中小M&A支援に関して、不適切な支援が行われた場合の情報を受け付けています。
- 受け付けた情報については、情報提供者等が特定されないように留意しながら、他の中小企業者への注意喚起に用いるなどM&A支援機関登録制度の運営に利用します。

※ なお、アドバイザー契約・仲介契約に秘密保持義務条項が規定されていることもありますが、登録M&A支援機関は、情報提供受付窓口で相談等をしたことのみをもって秘密保持義務違反として不利益な取扱いを行わないことを登録時に誓約しています。